

**居宅介護支援事業所
重要事項説明書及び契約書**

星医療酸器
訪問看護・リハビリステーション楽鴨

重要事項説明書

●事業者及び事業所の概要は次のとおりです。

1. 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社星医療酸器
創業	1960年
設立	1974年
資本金	4億3618万円
代表者役職・氏名	代表取締役社長 星幸男
本社所在地	〒121-0836 東京都足立区入谷7-11-18
電話番号	03-3899-2101 (代表)
U R L	http://www.hosi.co.jp/index.html
介護保険事業所数	通所介護 3ヶ所 居宅介護支援事業所 5ヶ所 福祉用具貸与 15ヶ所 特定施設入居者生活介護 1ヶ所 訪問介護 1ヶ所 訪問看護 1ヶ所

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	: 星医療酸器 訪問看護・リハビリステーション巣鴨
所在	: 東京都文京区千石4-16-2 小林ビル203号室
介護保険事業所番号	: 1370502898
サービスを提供する地域	: 豊島区、文京区、
指定年月日	: 平成26年8月1日
使用する課題分析票	: 全社協方式等

(2) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

営業日	月曜日から金曜日（祝日も営業） ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	8時30分から17時30分

(3) 介護支援専門員の勤務体制

	常勤	非常勤	兼務する場合の職種
管理者	1	0	介護支援専門員
介護支援専門員	0	0	
合計	1	0	

(4) 人員配置

『常勤』の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児や介護の短時間勤務制度を利用する場合に週 30 時間以上の勤務で『常勤』として扱います。

『常勤換算法』の計算に当たり職員が育児・介護休業法による育児や介護の短時間勤務制度を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も 1 (常勤) と扱います。

人員配置基準や報酬算定において、『常勤』での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算する事で、人員配置基準をみたします。

●事業所が利用者に提供するサービスの概要は次のとおりです。

1. 提供するサービスの内容

利用者に提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送る事が出来るよう介護支援専門員が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、指定介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整を行い、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。具体的には、次にあげる業務を行います。

2. 業務の概要

- (1) ご自宅へ訪問し、心身状態を適切な方法により調査します。(アセスメント)
- (2) 調査した結果と、利用者や家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画を作成します。(居宅サービス計画)
- (3) 介護サービスの提供の状況や心身の状態、また、家族のおかれている環境について、居宅サービス計画作成後も、自宅を訪問し継続的に把握、管理します。(モニタリング)

モニタリングについては、指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが行えるものとします。

①利用者の同意を得ること。

②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。

(家族のサポートがある場合も含む)。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

③少なくとも 2 月に 1 回 (介護予防支援の場合は 6 月に 1 回) は利用者の居宅を訪問すること。

- (4) 継続的な把握、管理の中で、利用者、家族、主治医、居宅サービス事業者より意向変化や状態の変化によるサービスの変更が必要な時には、ケアプラン原案を作成し、利用者、家族、関係者の意見を基に計画書の変更を行います。(担当国会議)
- (5) 居宅サービス計画書に基づいて介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (6) 要介護(要支援)認定の申請についてお手伝いします。
- (7) 医療機関への入院や退院時、介護保険施設に入所を希望される場合、情報提供等必要な支援を致します。
なお、居宅介護支援を利用者に提供するにあたっては、『3. 業務取扱の方針』の各事項を守り取組みます。

3. 業務取扱い方針

- (1) 心身の状態や家族の環境を踏まえ、自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが様々な指定介護サービス事業者から総合的・効率的に提供されるように努力します。
また、医療機関との連携を図ります。
- (2) 利用者様との契約時において、契約書、契約書別紙、重要事項説明書、重要事項説明書別紙、個人情報使用に関する同意書等必要な書類について説明し同意を頂きます。
なお、必要書類への署名を頂く事で説明に対する同意とさせていただきます。
- (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つと共に、提供されるサービスが特定の指定介護サービス事業者に偏ることなく、公正中立を原則とします。
また、作成したサービス計画書が、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(省令)第18号13条の2、及び3に該当した場合は、市区町村からの求めに応じ居宅サービス計画等を提出する場合があります。
※省令18条13条の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載すると共に当該居宅サービス計画を区市町村に届けなければならない。
※省令18条13条の3 居宅サービス計画に位置づけられたサービスの合計単位数に占める割合が厚生労働大臣の定める基準に該当する場合で利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、区市町村が確認し、必要に応じて是正を促していく。
- (4) 居宅介護支援は、心身の状態がよりよくなるようにする(軽減の観点)、悪化しないようにする(悪化防止の観点)ために提供します。
- (5) 居宅介護支援が生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画作成後も、利用者や利用者の家族、指定介護サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うこととします。
- (6) 利用者からのサービス計画の実地状況、その他に説明を受けたいとの申し出があれば随時ご返答いたします。

- (7) 居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、利用者からの相談や苦情についての事業を実施する上での糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。

2 事業所の取組

- (1) 災害発生時、感染症発生時の事業継続について
事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図ための計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な研修訓練、委員会等実施し、事業継続体制の構築に留意していきます。
- (2) 認知症に関する取組について
認知症について定期的な研修を実施し、今後も実践的知識の習得に努めます。また、認知症に係る取り組みについて介護サービス情報公表制度を利用し情報公表を進めてまいります。
- (3) ハラスメントに関する取組について
- ①事業所は、あらゆるハラスメントや人権侵害に対し必要な措置を講じるよう努めます。また発生時は関係諸機関と緊密に相談し解決に努めます。
 - ②ハラスメントの防止のための指針を整備するとともに、相談窓口の設置、従業者に対するハラスメント防止を啓発・普及するための研修を定期的開催します。
- (4) 情報通信技術（ICT）の活用について
- ①居宅介護支援の提供に際して、感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話等用いた会議への参加や開催に関する体制の構築を進めてまいります。
 - ②ご利用者様参加のモニタリングや会議を開催する際は、利用者、家族の同意を得て進めると共に、個人情報の取扱いに注意し行います。
- (5) 高齢者虐待の防止に関する取組について
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、関係機関と連携し高齢者虐待の防止に努めます。
- ①虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的開催しています。
 - ②虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。
- (6) 身体拘束の防止、身体拘束の適正化の為の取組について
- ①事業所では、サービスの提供にあたり、利用者の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止とします。
 - ②やむを得ず身体的拘束等を行なう場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録し、各事業所担当者で連携の上、ご利用者等、及びご家族等に対する説明を行い、同意を得て説明書に署名捺印を頂き行う。

- ③身体拘束の廃止に向けて定期的に開催する身体拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）、身体拘束の適否判断を緊急に要する場合に適時開催する適時委員会を設置、開催すると共にその結果について、従業者に周知徹底を行います。
- ④身体拘束の適正化のための指針を整備するとともに、身体虐待の適正化、身体拘束防止の為、従業者に対し啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

(7) 重要事項等ウェブサイトでの掲載・公表の取組

事業所では、運営規程の概要等の重要事項等について、事業所内で「書面掲示」により、いつでも閲覧できる体制を整えています。また、電磁的記録の供覧による閲覧も可能になっていることから、「書面掲示」に加え、インターネット上でも情報の閲覧が完結できるよう、重要事項等の情報をウェブサイト（法人、事業所のホームページ等又は情報公表システム上）での掲載・公表に向けて取組みます。（※令和7年度から義務付け）

3 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は次の者です。

介護支援専門員 佐々木 慎児 連絡先 03-5976-2677

4 利用者負担金

要介護者又は要支援認定を受けた方は、居宅介護支援サービスを受けるにあたっての利用者負担金はありません。介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を保険者に提出しますと、払い戻しを受けられます。

※居宅介護支援費は重要事項説明書別紙参照

5 サービスの利用にあたってご注意いただきたいこと

- (1) 事業所の作成したケアプランにないサービスを利用する場合や、ケアプランに盛り込んだサービスを利用しない場合は、利用者の負担額が変わることがありますので、できるだけ早めにご連絡ください。
- (2) 事業所の提供するサービスだけでなく、他の指定介護サービス事業所について苦情や相談があればご遠慮なくお話しください。

【事業所相談窓口】

星医療酸器 訪問看護・リハビリステーション巣鴨

時間・・・午前9時から午後5時

電話：03-5976-2677

【公的機関受付電話番号】

文京区介護保険課介護保険相談係 電話：03-5803-1383

豊島区介護保険相談窓口（介護保険課） 電話：03-3981-1318

東京都国民健康保険団体連合会 電話：03-6238-0177

居宅介護支援契約書

この契約書は、_____様（これ以降「利用者」と略します。）と居宅介護支援業所星医療酸器 訪問看護・リハビリステーション巣鴨（これ以降「事業者」と略します。）との間に居宅介護支援サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業者などとの連絡調整や、その他の便宜を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は次のとおりとします。
契約の開始日 令和 _____年 _____月 _____日
契約の満了日 利用者の要介護認定の有効期間の満了日
- 2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

第3条（利用者負担金）

お客様は、サービスの対価として【重要事項説明書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。なお、費用は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

第4条（公正中立なケアマネジメントの確保）

- 1 事業者は、利用者やその家族に対して、サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能である事、また、当該事業所をサービス計画書に位置付けた理由を求める事が可能であることを説明し、利用者の意思に基づいたサービス計画書の作成に努めます。
- 2 事業者は、契約時にあらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着通所介護の占める割合と、居宅サービス計画書に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着通所介護のうち、同一の事業者の占める割合等について説明を行い文書（契約書別紙）にて同意を頂きます。
- 3 事業者は、作成したサービス計画書が、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）第18号13条の2、及び3に該当した場合は、市区町村からの求めに応じ居宅サービス計画等を提出する場合があります。

第5条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。
- 2 サービスの提供にあたり事業者の著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

第6条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。
 - (1) 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続する事が困難になった場合
 - (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施区域外に転居し、事業所においてサービスの提供が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。

第7条（契約の終了）

この契約は次のいずれかに該当する場合、終了します。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (3) 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- (4) 次のいずれかに該当することにより、居宅介護支援サービスを提供する事が出来なくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けることとなり、入所したとき
 - ③ 小規模多機能型居宅介護を利用するとき
 - ④ 利用者が要介護認定又は要支援認定により、自立または要支援と判定されたとき
 - ⑤ 利用者が死亡したとき

第8条（事故発生時の対応・損害賠償）

- 1 事業者は、居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。

ただし、その賠償について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を充分説明致します。

第9条（苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援サービスまたは、居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関する利用者の相談、苦情について、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また苦情の申し立てを行うことにより、事業者及び居宅介護サービス事業者は一切、不利益な取り扱いを致しません。
- 3 事業者は、必要に応じて国民健康保険団体連合会等へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第10条（サービス提供の記録など）

- 1 事業者は、サービス提供に必要な記録等を作成（電子媒体を含む）する事とし、その記録を一連のサービス提供が終了した日から、少なくとも2年間は適正に保管します。
- 2 事業者は、事業者の営業時間内において、利用者の求めに応じ記録の閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。
- 3 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供の記録（電子媒体を含む）などの写しを交付するものとし、ます。

第11条（守秘義務）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。
- 2 前項の規定にかかわらず利用者及びその家族に関わる居宅サービス計画書を立案するためのサービス担当者会議での情報提供や、居宅介護支援事業者と居宅介護サービス事業者との連絡調整において、個人の情報提供が必要となった場合、居宅サービス計画に位置づけられた居宅介護サービス事業者、主治医及び保険者に対し使用させていただきます。（テレビ電話等を用いた会議も同様）なお、個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏らしません。また、個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録することとします。
- 3 事業者及び介護支援専門員は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行うことが出来るものとし、その場合、事業者及び介護支援専門員は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、ます。

第12条（個人情報の使用）

利用者は事業者が、より良い居宅サービス計画（ケアプラン）作成のために、サービス担当者会議等（利用者、家族、関連するサービス提供事業所等が参加

し、より良いケアプラン作成の為の話し合いの事)において利用者の個人情報
を契約の有効期間中用いることに同意するものとします。(テレビ電話等を用
いた会議も同様)

第13条 (貸与と販売の選択に伴う判断の支援)

利用者の過度な負担を軽減し、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保す
る観点から、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを
除く)及び多点杖について貸与と販売の選択制を導入にあたり、介護支援専
門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- (1) 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明・利用者の
選択に当たって必要な情報の提供を行います。
- (2) 医師や専門職等、多職種の見解や利用者の身体状況等を踏まえた提
案の見解、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行います。

第14条 (医療機関との連携)

事業所では、医療機関との連携を進めており、利用者が医療系サービスの利
用を希望されている場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、主治の医師、入
院中の医療機関の医師等の意見を求めると共に、主治の医師等との円滑な連携
に資するよう、作成した居宅サービス計画について、意見を求めた医師等に交
付します。

また、居宅サービス事業者から伝達された、医療的問題に関する情報や、モニ
タリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、
主治の医師や歯科医師、薬剤師へ必要な情報を報告するものとし、利用者はこ
れに同意するものとします。

第15条 (入院先医療機関への当事業所の情報提供)

事業所は、利用者やその家族に対して、医療機関との連携に伴い、入院の際に
は、担当居宅介護支援事業所、担当ケアマネージャーが、当事業所である事を
医療機関へ提供頂くよう説明し、利用者はこれに同意するものとします。

第16条 (虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるもの
とする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、
高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した
場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条（契約外条項）

介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

契約書、重要事項説明書についての説明を受けここに同意し、居宅介護支援サービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書をそれぞれ2部作成し、利用者及び事業者記名のうえ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日

事業所

（事業所名）星医療酸器 訪問看護・リハビリステーション巣鴨
（住所）東京都文京区千石4-16-2 小林ビル203号室
（管理者）

利用者

（住所）
（氏名）

（代筆者）

（住所）
（氏名）

（利用者とのご関係）

附 則

令和3年4月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。

利用者および家族の個人情報の利用目的通知

並びに第三者に対する提供に関する同意書

星医療酸器 訪問看護・リハビリステーション巣鴨では、利用者からご提供頂いた利用者および家族に関する個人情報を、下記の目的以外利用しないこととします。

1. 利用者の個人情報の利用目的

- 1) 利用者への介護サービス提供
- 2) 介護保険事務
- 3) 利用者のために行う管理運營業務
- 4) 介護サービスのために行う管理運營業務

2. 利用者の個人情報を第三者へ提供する場合

次の場合、利用者および家族の個人情報をご使用させて頂く事がございます。

- 1) 医療機関との連携や他の指定介護サービス事業者とのサービス担当者会議等、連絡調整等が必要な場合（テレビ電話等を用いた会議も同様）
- 2) 利用者の受診、入院にあたり、医療機関へ介護情報を提供する場合
- 3) 家族への心身状況、生活状況の説明
- 4) 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 6) 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等が必要な場合
- 7) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に定める通報を行う場合

（相当する主な内容：身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任）

※通報を行う際は事業者及び介護支援専門員は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

事業所

（事業所名）星医療酸器 訪問看護・リハビリステーション巣鴨

（住 所）東京都文京区千石 4-16-2 小林ビル 203

利用者・家族同意欄

私は、個人情報の利用および第三者への提供に関する上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名

家族氏名

代筆氏名
